9月20日から9月26日は 動物愛護週間です。

ペットを飼っている方へ

動物が好きな人もいれば、苦手な人もいます。ペットも飼主も地域の方も快適に暮らせるように、マナーを守ってペットを飼いましょう！

飼主の責務として、飼養する動物のその命の最後まで愛情を注ぎ、責任を十分に持って飼い続けましょう。飼うことができなくなったときは、新しい家族を探さなくてはいけません。**虐待したり遺棄したり（捨てたり）することは犯罪です。**

犬を飼っている皆さまへ

【犬の登録と届出について】

犬を飼い始めてから 30 日以内に登録申請書の提出と鑑札の交付を受けてください。マイクロチップが挿入された犬については、環境大臣指定登録機関に登録または変更登録を行ってください。マイクロチップが鑑札とみなされます。鑑札（マイクロチップ）と注射済票は必ずつけましょう。また、次のような時にも届出が必要です。

●住所や飼主などに変更があった時　●飼い犬が亡くなった時

【狂犬病予防注射について】

狂犬病は、人が発症すると 100％死亡する恐ろしい感染症です。今年度、まだ狂犬病予防接種を受けさせていない場合は、速やかに接種をお願いします。

【散歩のルール】

散歩の際に公共の場所で排泄してしまった場合、尿は水で流し、糞は持ち帰りましょう。

しつけられた犬や小さな犬でも「犬が苦手」「犬がこわい」と思う方もいます。散歩をする時は**必ずリードで繋ぎましょう。放し飼いは絶対にやめましょう。**

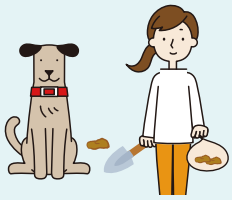

猫を飼っている皆さまへ

【猫の飼育（室内飼育）について】

交通事故･感染症･猫同士のけんかなど、猫にとって外は危険がいっぱいです。猫の安全のため、周囲の迷惑にならないためにも、猫は室内で飼いましょう。万が一の時のために日ごろから名札やマイクロチップなど、身元表示をしておきましょう。また、飼い猫を増やさないのであれば、不妊去勢手術を実施しましょう。

〈飼主のいない猫（野良猫）不妊手術費用の助成〉

町では野良猫や地域猫の不妊手術に対し、費用の一部を助成しています。

町内で飼い主のいない猫を見つけた場合は、町内にお住いの個人、町内の集落、団体、事業所が申請できますので、詳しくはホームページをご覧ください。

町ホームページ

■**問合せ**　保健福祉課　☎ 0778－47－8007